

平成 22 年 7 月 22 日

東京労働基準局長 殿

再審査依頼

依頼の趣旨

平成 21 年 9 月 22 日負傷 平成 21 年 12 月 8 日初診 患者 ■■■■■ 様の
前腕開放骨折拘縮後療時に於いて必要と判断し、使用した交換包帯料の不支給
について再審査を賜るようお願い申し上げます。

依頼の理由

労災保険料金算定に於いて後療時交換包帯料加算が負傷直後の施術が前提
と理解しますが、この度の患者 ■■■■■ 様の場合、骨折後の拘縮が手関節、
肘関節に認められ、関節可動域増強後の患部の消炎目的での湿布薬使用及び
軽度の包帯固定が必要と判断いたしました。労働者災害保険の趣旨に図りご
理解を賜りますようお願い申し上げます。